

# 臨時開催決定

## クレーンの運転の業務特別教育のご案内

クレーンとは、荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置をいいます。

クレーン作業は重量物を取扱うことから、労働災害が後を絶たず、その発生原因としては、運転者の不適切な運転操作によるものが多く見られます。

事業者は、つり上げ荷重5トン未満のクレーンまたはつり上げ荷重5トン以上の跨線テールの運転業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています(クレーン等安全規則第21条)。

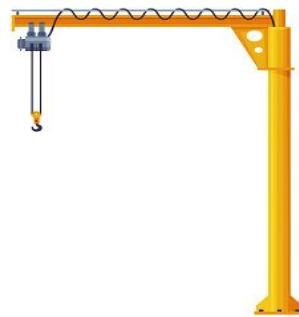
事業者は、つり上げ荷重5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

### 【運転できる機械】

・クレーンホイスト式天井クレーン／ホイスト式橋形クレーン／ジブクレーン等

**開催日：令和8年8月17日（月）～18日（火）**

### 受講概要



- 受講料／18,000円(テキスト代、税込)
- 受講対象／18歳以上
- 定員／10名
- ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます。

新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

**GOT** キャタピラー教習所  
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612